

7 尾 教 号 外
令和7年6月11日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

部活動の地域移行・地域連携における兼職兼業等について（送付）

このことについて、令和7年6月6日付け事務連絡で、愛知県教育委員会事務局長から別添のとおり送付がありました。

つきましては、貴市町教育委員会にて適切に御取り計らいいただきますようお願いします。

担 当 指導第一課指導第一グループ（中島・丹葉：酒井・永津）

指導第二課指導第二グループ（愛 日：荒川）

電 話 052-961-1884・1918（中島・丹葉）

052-961-1903（愛 日）

電子メール owari-kyoiku@pref.aichi.lg.jp

部活動の地域移行・地域連携における兼職・兼業等に係るFAQ

Q1 地域クラブ活動において、教職員の平日(長期休業中も含む)の兼職・兼業は認められるのか。

A 1 小中学校については、兼職・兼業の可否は服務監督者である市町村教育委員会が判断する。

<参考>

県立学校では、次のように対応している。

- ・勤務時間内や休日（祝日）は認めていない。
- ・平日の勤務時間外は、週2日程度認めている。
- ・週休日（土日）は、いずれか1日、月2回程度を認めている。

Q2 職専免は認められるのか。

A 2 小中学校については、職専免の可否は市町村教育委員会が判断する。

<参考>

県立学校では、職専免での地域クラブ活動への従事は認めていない。

Q3 賃金の扱いについては、どうすればよいか。

A 3 小中学校については、市町村教育委員会が兼職・兼業を認めれば、勤務時間外の活動については賃金を得ることは可能である。市町村教育委員会が、勤務時間内に地域クラブ活動へ従事することを本務の遂行に支障がないと判断し、職専免として認めた場合の賃金の受取の可否については市町村教育委員会が判断する。〔教育公務員特例法第17条参照〕ただし、賃金を得ると、給与の二重取りと批判を受ける可能性もあるため、慎重に判断する必要がある。

<参考>

県立学校では、勤務時間外に許可された兼職・兼業については、賃金を得ることは可能だが、勤務時間内に許可された兼職・兼業については、賃金を得ることは認めていない。

（謝金の場合は辞退、旅費は受取可）。

Q4 「時間外在校等時間」に「地域クラブで従事した時間(兼職・兼業で認められたもの)」を足して45時間以内にしないといけないのか。

A 4 兼職・兼業の時間を「時間外在校等時間」に含める必要はないが、合わせて45時間以内に収まることが望ましいと考える。本人の希望や本務への支障の有無、健康確保がなされるか等確認の上、法令上の上限（単月100時間未満、複数月平均80時間以内）までは認められる。なお、労働基準法上は、勤務時間と地域クラブに従事した時間は、労働時間として通算されることになる。1日の労働時間、週当たりの労働時間が過大とならないよう、承認時に留意が必要である。

Q5 兼職兼業や営利企業等への従事を認めるときは、どのようなことに留意すればよいか。

A 5 小中学校については、下記の規則などを鑑み、市町村教育委員会で判断することとなる。その際、市町村職員への判断基準はどうなっているのか確認したほうがよい。

<参考>

県立学校では、教員の専門性を生かした職務と関係のある内容については、「兼職・兼業」、それ以外のものについては「営利企業への従事等の制限」として扱っている。

【営利企業への従事等の制限に関する規則（許可の基準）】

第三条 任命権者は、職員が前条に規定する地位を兼ね、又は自ら営利企業を営むことについては、左の各号の一に該当しない場合に限り法第三十八条第一項の許可を与えることができる。

- 一 職員の占めている職と当該営利企業との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがあると認められる場合
 - 二 職務の遂行に支障があると認められる場合
 - 三 その他法の精神に反すると認められる場合
- 2 前項の規定は、職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合の許可について準用する。

【教育公務員特例法（兼職及び他の事業等の従事）】

第 17 条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項において同じ。）において認められる場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

【地方公務員法（営利企業への従事等の制限）】

第 38 条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかかる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。